

# 芦屋大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、芦屋大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

### 【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

特になし。

## II 総評

大学の基本理念及び使命・目的は適切に定められ、明文化され、広く周知するべく努力がなされている。

教育研究組織については、「人それぞれに天職に生きる」という建学の精神、「独立と自由・創造と奉仕・遵法と敬愛」という実践綱領に添って設置され、運営がなされ、教育課程はもちろん、教育方法、学生支援、アドミッションポリシーに反映され、若者たちの人間形成の重要な課程を支えるようになっている。

学生募集の状況について、現状では定員が未充足であり、経営改善に向けて積極的な努力が必要である。ただし、実際には、教職員の少人数教育への熱心な取り組みにより、定員未充足状況が教育の質の低下をもたらしていない。

平成 20(2008)年 10 月に学校法人が設置した外部有識者による「芦屋学園のあり方検討委員会」による「芦屋学園あり方検討委員会報告」に基づく学園改革が進行中ではあるが、教職員の配置については手厚い配置を認める一方で、あえて、現状に照らして手厚過ぎる点について経営及び財務における計画的な調整が必要である。

組織的發展を目指して、平成 21(2009)年にまとめられた「芦屋学園発展のための中長期計画」は具体的な発展のシミュレーションであり、その実現に期待したい。

教育研究の維持向上及び施設設備については、充実に努めており、優れた教育及び学習支援活動に必要なキャンパスを適切に整備している。

大学が社会的責務を負っていることをよく自覚しており、芦屋市など地域社会との有機的連携を図るために、大学の規模、立地、教育研究の特質に配慮しつつ、広く周知されている「ソーラーカー・プロジェクト」を含め、地域の小中学校への実践的理科教育や環境教育への貢献活動、「発達障害教育研究所（旧アスペルガー研究所）」による特別支援教育支援活動、公開講座、グラウンド開放など、有意義な社会連携活動の実践に努力している。

今日、大学評価の重要な指標のひとつであるステークホルダーの満足度は特筆に値し、個性豊かな学生を非常に丁寧に指導しており、実に優れた学習支援活動が実現されている。

こうした優れた活動が永続的に行われ、かつ更なる発展を遂げるには経営の健全性が重要であることは言うまでもない。そのためには定員の確保に向けて戦略的な取り組みが必須

である。優れた教育実践が広く社会に認知され、そうした教育に賛同する多くの若者たちの豊かな学び舎として更なる発展がなされるためにも全構成員が一丸となって努力を継続されることを希望する。大学を取巻く環境が目まぐるしく変化し、同時に大学も内部変革を経て、そのレーゾンデートルの今日的理解に直面している状況で、更なる発展に向けて自ら定めた目的に寄添い、適切な経営目標を定め、実を結ぶべく組織的努力が今後も真摯に継続されるよう期待する。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準 1 を満たしている。

##### 【判定理由】

大学の基本理念及び使命・目的は適切に定められ、明文化し、広く周知するべく努力がなされている。具体的には、大学学則、大学案内、学部及び大学院の学生便覧、ホームページなどを通じて、実践綱領である「独立と自由・創造と奉仕・遵法と敬愛」が、建学の精神・大学の基本理念である「人それぞれに天職に生きる」と共に学内外に明確に示されている。

学校法人が平成 20(2008)年 7 月に外部有識者で構成する「芦屋学園のあり方検討委員会」を設置し、学園改革について集中審議を行い、同年 10 月には、「芦屋学園あり方検討委員会報告」が作成され、この報告に基づき大学をはじめとする学園の各部署が学園改革に取り組んでいる。また、初年次教育（「基礎演習」）の時間に「自校教育」を行い、将来的には基礎教養科目に「自校教育」を設定することを検討している。更に、組織的発展を目指して、まとめられた「芦屋学園発展のための中長期計画（平成 21 年 12 月）」は具体的な発展のシミュレーションであり、その実現に期待したい。

#### 基準 2. 教育研究組織

##### 【判定】

基準 2 を満たしている。

##### 【判定理由】

建学の精神、大学の使命・目的に対応した教育研究組織を設置している。学部については、平成 19(2007)年度に教育学部 1 学部を臨床教育学部と経営教育学部の 2 学部 4 学科体制に改組したが、これによって各学科の養成する人材像が明確になった。更に、学部の他に大学院教育学研究科、各種附属機関が設置され、「教育学の総合学園としての芦屋大学」にふさわしい教育研究組織が形成されている。各組織の規模は適切であり、組織間の関連性も適切に保たれている。

教養教育については、「基礎教養科目」「外国語科目」「保健体育科目」が広い領域にわたって開講されており、教養教育に資するようになっている。全学科において「基礎演習」を実質的に必修科目として位置付け、少人数制による人間教育及び基礎教育を行っている。教養教育の実施に関しては「基礎課程検討委員会」を設け、教務部との連携のもとに、教養教育の運営上の責任を明確にしている。

教育方針などを形成する組織と意思決定過程については、教授会と「評議会」の連携のもとで適切に設置・運営されている。また、定員割れが起きている現状にあるが、大学改革室を中心に教育研究組織の最適化に向けた調整などが進行中であり、今後に期待したい。

#### 【優れた点】

- ・多様化する教育現場に対応すべく「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」が文部科学省に採択されたことは、大学の使命・目的が組織として適切に機能したものととして、評価できる。

### 基準 3. 教育課程

#### 【判定】

基準 3 を満たしている。

#### 【判定理由】

建学の精神や実践綱領を基礎として各学部・学科、大学院研究科・各専攻の使命・目的が設定され、それらに基づいて適切な教育課程が設定され、多様・多数の科目を開設して、教育実践を展開している。

臨床教育学部においては、学科ごとに「モジュール制」や「コース制」を導入するなどそれぞれの教育目的に応じた教育内容・方法を工夫している。経営教育学部においては、産業教育学科の伝統を継承し、「専門性のある教養人」の養成という理念に基づき人文系から技術・理工系の学問分野まで幅広い科目を配した教育課程を編成し、分野・プログラムの枠組みにより学生に分かりやすく提示している。更に、大学院においては高度専門職業人の養成を掲げ、「発達障害教育研究所」と連携して、特別支援教育を総合的に研究する体制を整えている。

教育目的の達成状況について、出欠状況や学習状況、授業アンケートなどを通して把握する努力が行われており、その結果について毎月の学科会議で情報の集約及び共有、更にフィードバックすることのできる体制を整えている。また、アウトカム評価についても一定の配慮がなされている。

#### 【参考意見】

- ・成績評価基準について、シラバスの記載内容に一部不明瞭な点があるので、評価の妥当性、公平性及び透明性を確保するためにも配慮が望まれる。

### 基準 4. 学生

**【判定】**

基準 4 を満たしている。

**【判定理由】**

学科ごとのアドミッションポリシーは明確であるが、平成 20(2008)年の建学の精神の見直しによる学生像の再検討を行う中で、現代社会に見合うアドミッションポリシーの策定を進めている。

学生数については、平成 12(2000)年以降、収容定員を下回る状況が続いている。入学者増加を目指し、新コースの設置による改組、編入生・留学生・特待生など各種の入試制度を採用する改革がスタートした。結果、微増はしたものの、定員の充足をされておらず、今後の早急な対応が望まれる。

学生への学習支援については、初年次教育にあたる基礎演習やクラス担任制度、更に学生部の個別相談などにより、十分な学生支援体制がとられている。

部活のリーダーによる「キャプテン運営委員会」は、リーダーとしての自覚を促す重要な場となっている。

就職に関しては、キャリア支援センターのみならずビジネス研究センターによる社会人を招いての講座なども開設され、キャリア形成に向けた支援が展開している。

**【改善を要する点】**

- ・平成 20(2008)年以降、入試改革が実施され、「芦屋学園発展のための中長期計画」においても定員充足対策が示されているが、アドミッションポリシーの見直しも含めて、より適切で有効な募集活動や入試方法による定員充足に向けた改善が必要である。

**基準 5. 教員**

**【判定】**

基準 5 を満たしている。

**【判定理由】**

教育課程を遂行する上で適当な専任教員数及び教授数を確保しており、かつ教員の適切な配置がなされている。その一方で「中長期経営計画」において、大学が問題点として認識している通り、大学設置基準教員数を大幅に上回る専任教員の配置について再検討し、職位や年齢構成のバランス、財務内容（人件費）の改善が必要である。また、非常勤講師の採用についても、科目開設とあわせて縮小が望まれる。更に、具体的な措置と実行計画を明確にして、その具体化が望まれる。

教員の採用・昇任について、選考方法、昇任の基準は明確であり、適切に運用されている。

FD(Faculty Development)活動に関しては、早い時期から取組みを重ねており、規程を設け、定期的に研修会が実施されている。教員の活動活性化に向けて、平成 20(2008)年度

に「教職員資格審査規程」の見直しが行われるなど、平成 20(2008)年度以降に改善のための検討を進めている。

## 基準 6. 職員

### 【判定】

基準 6 を満たしている。

### 【判定理由】

職員の組織編制については、平成 19(2007)年度以降の教学組織の 2 学部体制移行に対応して「教職協働」の方針のもと事務組織の再編に着手しており、各種センターを設置して教員との連携を図りながら教育・研究支援体制整備に努めている。大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、職員組織は年齢構成のバランスがとれており、民間からも即戦力となる専門職員を確保し、若手の人材養成にも努めている。

事務部門については、法人事務部門と大学事務部門があり、大学事務部門は各種センターと連携し、教育研究支援にあたっており、教員養成において一定の成果を上げている。

職員の採用・昇任・異動については、「学校法人芦屋学園就業規則」、同教職員規則、同施行細則、同事務職員等資格審査規程により基本方針と手続きを定め、概ね適切に運営されている。

職員の資質・能力向上のための取組みについては、年 1 回の「SD 研修会」や年数回開催の「マネジメントスタッフ(MS)会議」、その他の学外研修などにより SD(Staff Development)に努めている。

大学の教育研究支援については、教員の指導のもとに関係部局の事務職員が熱心に取り組んでおり、各種 GP の採択など一定の成果をあげている。

## 基準 7. 管理運営

### 【判定】

基準 7 を満たしている。

### 【判定理由】

設置者の管理運営体制は、平成 17(2005)年 4 月に寄附行為を改正し、私立学校法改正の趣旨に沿った理事会主導の大学運営体制に改め、理事会の経営責任を明確にするとともに、教授会の権限を教学上の問題に限定するなど、今日の大学改革に取り組んでいる。法人の日常の業務執行に関する機能性を確保するために、寄附行為により業務決定の委任を受けた「常勤理事会」が毎週 1 回開催され、教学関係理事の参加による管理部門と教学部門の連携のもと、機動的な意思決定が行われている。

大学の管理運営体制は、平成 19(2007)年度の 2 学部体制移行に対応して、平成 20(2008)年 10 月より教授会の単独主導から評議会、合同教授会及び学部教授会の運営体制に改め、関連規程の整備、「大学改革室」の設置による学長補佐体制の強化を図っている。

自己点検・評価については、平成 3(1991)年度以降、自己点検・評価委員会を設置して活動を開始し、「芦屋大学自己点検報告書」の作成により大学改革の緒についた。その後、平成 7(1995)年 1 月の阪神・淡路大地震の混乱を乗り越え、平成 8(1996)年から組織を再編した「全学自己点検・評価報告委員会」により平成 20(2008)年に「平成 19 年度自己点検・評価報告書」の作成に至り、ホームページで学内外に公表された。

**【参考意見】**

- ・ 今後は自己点検・評価報告書作成後、早い段階での公表と、学生、教職員、保護者、卒業生、地元自治体、企業、地域住民など広く学内外からの評価も募り、改革・改善につなげていくことを期待する。

**基準 8. 財務**

**【判定】**

基準 8 を満たしている。

**【判定理由】**

法人財務のストック面は、潤沢な現金預金や有価証券、事実上無借金経営ではあるが、フロー面においては、入学定員が充足できていない状況下で、法人、大学ともに帰属収入で人件費を賄えない状態が続いている。現時点では財務基盤及び財務について特段の問題は見当たらないものの、学生確保による安定的経営の確立が最重要課題である。

この現況を踏まえ、帰属収入増加を図るべく改善に向けての取組みについて検討し、平成 21(2009)年に法人理事会で決定された「芦屋学園発展のための中長期経営計画」で組織体制の充実をはじめ、定員充足対策、固定経費などの軽減対策などが具体的に策定された。

学園全体の課題をはじめ、学部・学科ごとの計画が着実に進捗することに期待する。

財務情報の公開はホームページで適切に行われている。また、補助金、外部資金の獲得についても教育に関する受託事業（「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」「免許状更新講習プログラム開発委託」）などについて教職員が一丸となって取り組んでいることから、平成 19(2007)年度から再開した寄附金募集活動と併せて、より積極的な取組みによる成果に期待する。学園の会計処理及び会計監査は適切になされている。

**【改善を要する点】**

- ・ 大学の財政健全化には学生確保による帰属収入の確保が最大の課題であり、理事会で決定された「中長期経営計画」に沿った年度ごとの着実な経営目標の達成が必要である。

**基準 9. 教育研究環境**

**【判定】**

基準 9 を満たしている。

### 【判定理由】

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設などは運動場など一部が市街地にあることを除き、六甲山麓の自然環境に恵まれた高級住宅街の中に位置し、それぞれ大学設置基準面積を十分上回る広さを確保し、各施設・設備の整備状況も良好に保たれている。高級住宅街である近隣との協調も学生ボランティアによる清掃や、緊急時の避難場所としての提供などで良好に維持している。

芦屋駅前のサテライトキャンパスや芦屋浜の総合運動場などの第2・第3のキャンパスとの授業や課外活動の連絡を学園バスで行っているが、定時運行のほか必要に応じて臨時便を出して利用者の利便性を確保している。

緑に囲まれた高低差のあるキャンパスであるが、バリアフリー化を推進し障害のある者にも優しいキャンパス作りを目指している。昭和56(1981)年以前の施設における耐震補強については順次耐震診断を行い、必要な処置を行う準備が進められている。学内の防犯には監視カメラを設置するとともに職員による定期的な巡回を行い、安全を確保している。

図書館については、学生の要望を最優先した図書購入や、卒論・実習時期の貸出し期間の延長、貸出し予約図書制度など利用者へのきめ細かいサービス提供を行うなど、利便性を高める努力をしている。

近隣への配慮と安全の観点から女子学生に17時台の下校を奨励しているが、学生の学内活動の時間に配慮して課外活動の学生には19時45分に最終バスを運行している。

## 基準10. 社会連携

### 【判定】

基準10を満たしている。

### 【判定理由】

大学が持っている物的・人的資源の社会への提供について、積極的な努力をしており、地域社会との良好な関係が構築されている。大学施設の開放については、同時通訳が可能な「国際会議場」を活用しての市民講座、「発達障害教育研究所」による公開講座、「福山記念館(多目的体育館)」や芦屋浜の総合運動場の開放など、地域的な制約の多い六麓荘にある図書館以外は可能な限り地域社会に提供されている。今後は、地域に配慮しながらも図書館開放に向けて地域住民への理解・協力が推進されることを期待したい。

教育研究上における企業や他大学との関係は、組織的に適切な関係が構築されている。特に、企業との関係においては、「ソーラーカー・プロジェクト」や大学創設時の教育目的であった経営者2世教育の伝統により企業オーナーとなっている卒業生とのネットワークを活用した「ビジネス研究センター」の活動など、大学の教育理念に基づき、教育学や経営学の特色を活かした様々な連携事業に取り組んでいる。

大学と地域社会との協力関係は、芦屋市の唯一の私立大学として地元芦屋市との密接な協力関係に留まらず神戸市あるいは阪神地域にまで広がりを見せており、「発達障害教育研究所」による「特別支援教育支援員養成講座」や「ソーラーカー・プロジェクト」は大学の社会連携活動として高く評価できる。

大学は、創立時の教育目的である産業教育による経営者 2 世の養成と、2 学部に移行した今日、新たな教育目的として設定した臨床教育に特色をおいた教員養成を柱とした教育研究活動によりその成果を地域社会に創造的な手段をもって提供している。

**【優れた点】**

- ・平成 18(2006)年設置した「アスペルガー研究所」をその後「発達障害教育研究所」と改称し、文部科学省から事業委託された「特別支援教育支援員養成講座」により支援員を養成し、阪神間の教育委員会と連携して小中学校へ派遣していることは、大学の教育理念を現代社会の課題解決方策として具現化した取組みとして高く評価できる。
- ・経営教育学部の教育研究の伝統から特色ある「ソーラーカー・プロジェクト」を立上げ、数々の競技会において優勝実績を挙げたことは、芦屋市、兵庫県の知名度向上に寄与するとともに、地域の小・中・高等学校への訪問授業により実践的理科教育、環境教育の普及にも貢献しており、高く評価できる。

**基準 1 1. 社会的責務**

**【判定】**

基準 11 を満たしている。

**【判定理由】**

組織倫理、危機管理、広報活動など、それぞれにおいて規程及びマニュアルが体系的に整備され、適切に運用されるとともに教育研究成果についても論文集、ホームページ、出版物などで適宜公表されている。

社会的機関として必要な組織倫理に関する規程は、基本的なものが整備され、概ね適切に運営されている。

危機管理については、「芦屋学園危機管理規程」に基づき、各種の危機管理マニュアルを体系的に整備しており、概ね適切である。

研究成果公表については、各種広報手段により適切に公開されているが、今後広報の手段として「芦屋大学論叢」のホームページでの利用を検討しており、近い将来の整備に期待したい。

